

地方再犯防止推進計画の策定について

(1) 背景

「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされたため。

(2) 三重県および近隣市町の状況

三重県、甲賀市、津市、四日市市、伊勢市、名張市、志摩市、亀山市、多気町で策定済み、このうち甲賀市、四日市市、名張市、志摩市、亀山市、多気町については地域福祉計画と一体的に策定。

(3) 伊賀市の現状

第4次地域福祉計画「第5章：6つの充実」の中で、「3 つながりあえる地域づくり」（P77）と「6 いきづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり」（P91）において「再犯防止に向けて取り組みます」として記述している。

ただし地方再犯防止推進計画と一体である旨の明記はされていないことから、当該計画の策定には至っていない。

(4) 対応

伊賀市でも次期に地域福祉計画と一体的に策定したい。

(5) 策定内容について

(6) 策定体制について

- ・伊賀保護司会への委員選出依頼
- その他